

# 「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2024」運営業務に係る 企画提案仕様書

## 1 業務名

「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2024」運営業務

## 2 業務期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月7日（金）まで

## 3 業務目的

高齢化を背景に需要の拡大が見込まれるヘルスケアビジネスにおいて、国内ヘルスケア産業をリードする「札幌発ヘルスケアビジネス」の創出・成長を促し、「健康福祉・医療」分野における市内産業の活性化を図る。

## 4 事業費

5,965千円（税込）を限度とする。

## 5 「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2024」の事業内容

### (1) 分野

ヘルスケアビジネス

※「健康」を切り口としたヘルスケアビジネスであれば、医療、介護、食、IT、観光、ものづくりなど、業種・業態は問わない。

### (2) 対象

上記分野の事業化を自ら予定する、あるいは進めている取組

### (3) 件数

5件（予定）

### (4) 資格

札幌市内に本社または事業所を有する、中小企業、団体、NPO、個人事業主、創業予定者（以下「企業等」と言う）、またはこれらの者を代表とするコンソーシアム等であり、下記①及び②の条件を満たす者とする。

①市税を滞納していないこと

②反社会勢力との関係を有していないこと

(5) 募集期間

令和6年4月上旬～令和6年5月31日（金）17:00まで（予定）

(6) 採択者に対する市場ニーズ獲得補助

採択者に対しては、札幌市が下記の補助金を交付する予定である。

○目的：製品・サービスの市場ニーズ獲得

○補助金額：50万円（上限）

○補助率：補助対象経費の2分の1以内

○補助対象経費：製品・サービスの実証・試験販売等に係る経費

○補助対象期間：採択決定通知日から令和7年2月28日（金）まで

(7) 支援期間

札幌市による採択決定通知日から令和7年2月28日（金）まで

（合計約8か月間）

6 「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2024」運營業務の内容

上記5に示す事業の事務局を運営する（以下、当該事務局を運営する者のことを、「事務局運営事業者」という）。

事務局運営事業者に求める業務は、以下のとおりとする。

具体的な実施方針については、随時本市と協議のうえ決定するものとする。

(1) ヘルスケアビジネスの募集にかかる広報PR・発掘

上記5に示す事業の対象となるヘルスケアビジネスの募集にかかる広報PR・発掘を実施する。

ア 募集にかかる広報PRの実施

募集にあたっては、広報媒体(チラシ、ポスター等)を作成し配布するなどして、各種の効果的な広報PRを実施する。

イ ヘルスケアビジネスの発掘

事務局運営事業者のノウハウ・ネットワークを最大限に生かして、応募につながるヘルスケアビジネスの発掘を積極的に行う。

ウ 相談窓口の開設

相談窓口を開設し、企業等からの応募に関する相談対応を行う。

(2) 支援対象の採択にかかる審査会の運営

応募があったヘルスケアビジネスから支援対象を採択するための審査会を運営するものとし、札幌市と協議のうえ、各種の調整を行う。

なお、審査委員への謝礼支給は本業務に含まないものとする。

### (3) ハンズオン（並走型）支援

採択者に寄り添いながら、経営課題の解決や事業の推進、事業の再構築、市場ニーズ獲得に向けた調整・協力などを細やかに行う「ハンズオン（並走型）支援」を実施するとともに、下記(4)(5)の支援を総合的にマネジメントして、本サポートプログラムを効果的に運用する。

採択者の製品・サービスが消費者などの市場ニーズを確実に捉えられるよう、製品・サービスの実証・試験販売やクラウドファンディング利用等をサポートする。

また、札幌市から採択者に対して交付する「市場ニーズ獲得支援補助金」について、当該補助金の申請や精算に関する事務手続きなどの面で採択者をサポートする。

### (4) 採択者に適した専門家相談支援

経営課題の解決や事業の推進、事業の再構築に向けて、採択者の希望や状況に応じた専門家のマッチングやアドバイス等を適宜実施する。

また、札幌市に対して、支援内容についての報告書を随時提出する。

[専門家の事例]

- ・マーケティング、販路拡大、資金調達などに詳しい経営コンサルタント
- ・弁護士、弁理士、税理士、中小企業診断士
- ・業界内の幅広いネットワークや専門的知識を有する企業経営者
- ・大学の研究者、医師、薬剤師、看護師 など

### (5) 採択者のビジネス機会拡大等に資するネットワーク構築支援

採択者に対して、協業や販路拡大等につなげることが出来るようなネットワーク構築支援を実施する。

### (6) 採択者情報のデータベース化

採択者の応募申込情報（企業名、代表者名、住所、業種、事業概要、組織の沿革、決算状況、従業員数、連絡先、現況）をデータベース化すること。また、過去3年間の採択者についても現況及び決算状況に関する情報を収集・更新し、札幌市に対して提出すること。

## 7 企画提案内容

### (1) ヘルスケアビジネスの募集・発掘方法

募集にあたって、効果的な広報 PR 方法（広報媒体、実施時期・場所、期間、数量、特色等）、ヘルスケアビジネスの発掘方法、相談窓口の体制などを具体的に提案すること。

(2) ハンズオン（並走型）支援方法

採択者に寄り添いながら、経営課題の解決や事業の推進、市場ニーズ獲得に向けた調整・協力などを細やかに行う「ハンズオン（並走型）支援」の体制や方法を具体的に提案すること。

(3) 採択者に適した専門家相談支援の方法

経営課題の解決や事業の推進に向けて採択者にマッチング可能な専門家や企業等の名称を挙げるとともに、マッチング方法、支援方法などを、詳細かつ具体的に提案すること。

(4) 市場ニーズ獲得支援の方法

採択者の製品・サービスが消費者などの市場ニーズを獲得するために行う支援について、試験販売等の場の確保や実証イベントに関する実績・ネットワークやアイデアに加え、クラウドファンディング事業者とのネットワークや採択者への紹介方法などを、詳細かつ具体的に提案すること。

また、他の機関や企業等との協力体制があれば明示すること。

(5) 採択者のビジネス機会拡大等に資するネットワーク構築支援

採択者に対するネットワーク構築支援について、内容や実施時期などの具体的な方法を提案すること。

(6) 独自提案

本業務の目的に資する企画について、独自提案を具体的に提示すること。

(7) 実施スケジュール

業務全体のスケジュールを具体的に提案すること。

## 8 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ・本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- ・受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(2) 個人情報保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- ・本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守ることとする。
- ・受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月 20 日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

## 9 その他

- (1) 本市は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に本市へ報告すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に札幌市との協議のうえ、決定すること。
- (4) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (7) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 号から第 20 号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、本市の事前校正を受けることとし、必要に応じてライラックマーク及びサッポロスマイルを掲載すること。
- (8) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (9) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当す

る場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡すること。

- (10) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (11) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

**【問い合わせ先】**

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側  
札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課

担当：及川、三沢

TEL：011-211-2379／Eメール：bio@city.sapporo.jp